

院長 コラム

一緒に考えましょう

健康のこと
医療のこと

62

医師の働き方改革



市民病院
院長 神谷里明

医師の働き方（時間外労働の管理）について多くの議論がなされています。例外規定はありますが、一般的には時間外労働時間は原則として月間45時間以内で、年間360時間以内にしなければなりません。

しかしながら長時間労働をしている医師も多い現状からすぐに対応は困難であり、この枠内に収めようとする地域での医療体制が保てなくなるとの理由で5年間の猶予が設けられました。ただし2024年には月間100時間、年間960時間以内にしなければなりません（それでも十分長時間労働ですが）。

これには一部除外規定があり、夜間・時間外の救急対応のための地域医療確保特例水準、若手医師の技能向上や先進医療の質向上のための暫定水準として年間1860時間まで認めることとされました。

しかしこの時間は特殊な状況下の場合のみ許可されるものであり、原則年間960時間に収めなければなりません。医師も一人の人間であり、労働者です。高度で安全な医療を提供し続けるためにも、医師が心身共に健康である必要があります。そのためにも連続勤務時間や、時間外労働時間の制限と休みが取れる体制が必要です。

勤務時間内にできることは時間内に収める。たとえば患者、家族への病状説明なども平日時間内に行うなど。また医師以外でもできることは他の職種の方にやってもらう。その様にしなければ時間外労働時間を減らせません。そのことを含め患者さん、ご家族にも理解し、協力していただきたい。

2次救急病院として時間外、休日であっても必要な医療は提供します。病気がけがは時間を選ばず発症するものであり、体調が悪くなれば受診していただきたいと思います。

しかし昼間は忙しいからとか、休日であればあまり混んでいないという理由で救急外来を受診される方もいます。俗にコンビ二受診とも言われますが、そのコンビ二も今は人手不足で悩んでいます。夜間や休日の救急外来はスタッフも少なく、平日時間内と同じ診療ができない場合もあり、翌日に再受診をお願いすることもあります。

限られた医療資源の中で、地域で持続可能な医療体制を維持するためにもそれぞれの受診行動を考えていただきたいと思います。